社会福祉法人仁正会　一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させるための働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する

１．計画期間

令和４年３月１日から令和９年２月２８日までの５年間

２．内容

育児休業を取得しやすい環境の整備

＜対策＞令和４年３月～

男性も育児休業を取得出来る事を全職員に周知するため、事業所内にポスターを掲示する。

３．この行動計画の職員及び外部への周知方法

当法人ホームページに掲載

令和４年２月１５日

社会福祉法人仁正会